

業務委託仕様書

1 委託業務名

SAGA2024競技会を楽しむ環境づくり事業（動画配信サポート事業）

2 目的

佐賀県では、SAGA2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会（以下、「SAGA2024」という。）の選手の活躍を全国へ発信する取り組みとして、「全国で大会を観戦・応援できるSAGA2024正式競技のオンラインライブ配信（以下、「ライブ配信」という。）」を実施し、「すべての人に、スポーツのチカラを」の実現を目指している。

本事業では、SAGA2024大会ボランティア（以下、「サガンティア」という。）と一体となったライブ配信体制を構築し、SAGA2024正式競技ライブ配信を実施する。

本事業によるサガンティア参加型のライブ配信が「スポーツを支える新しいカタチ」となり、多くの方がスポーツに興味を持つきっかけ作りを行うとともに、全国でSAGA2024を観戦・応援し「スポーツのチカラを」楽しむことができる大会の実現を目指す。

3 業務内容

SAGA2024実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）が所有する撮影・配信機材を活用し、サガンティアと一体となったライブ配信実施体制を構築し、本事業の対象となるSAGA2024正式競技のライブ配信を実施する。

(1) 【機材等】本事業は事務局が所有する機材を活用して実施すること

ア 本事業は、原則として事務局が所有する撮影・配信機材を活用して実施すること。

※事務局が所有している撮影・配信機材は別添1を参考とすること。

イ 本事業は、事務局が所有する「ライブ配信マニュアル」を有効に活用して遂行することとし、必要に応じて適宜更新すること。

ウ 各会場への機材搬入・設置・管理及び撤収・搬出は受託者にて行うこと。

※撮影・配信機材は事務局にて管理しているため、必要となる撮影・配信機材を事前に事務局にて受け取ること。また、使用後は事務局へ返却すること。

エ ライブ配信は、事務局が所有するノートPCにてOBS Studio（Open Broadcaster Software）（以下、「OBS」という。）を使用して行うこと。

オ ライブ配信の通信回線は原則光回線の有線接続とし、当該光回線は事務局（会場地市町実行委員会を含む）にて準備する。ただし、光回線の敷設が困難な会場等においては、衛星回線又は異なる2キャリア以上の回線ボンディング機器等を使用し回線を確認

保することとし、本通信環境整備については受託者が所有する機器等を活用し委託費の範囲内で受託者にて準備すること。なお、委託費の範囲を超える場合は別途協議することとする。

カ 本事業で必要となる電源設備については、必要に応じて会場電源設備が使用できるよう事務局にて調整する。

(2) 【体制構築等】サガンティアと一体となったライブ配信実施体制を構築すること

■本事業における1配信当たりの実施体制想定

- ・プロスタッフ2名（統括スタッフ1名、サポートスタッフ1名）
- ・サガンティア4～5名（カメラ操作、スイッチャー操作、PCテロップ操作等）
※スイッチャー操作は競技特性や機材構成により使用しない場合がある。
※動画配信サポート事業1配信あたりのクルー・機材構成【案】は別添2参照。

ア サガンティア参加型のライブ配信リハーサルを実施すること。

・ライブ配信リハーサルの対象は、実際のスポーツ大会等を中心に事務局にて調整する。
※現段階で候補として想定している実施日程及び参加スタッフ数等は別添3を参考とすること。

※ライブ配信リハーサルは、実際のスポーツ大会等の公開ライブ配信形式を想定しているため、対象となる会場で実施される試合等は原則全試合一般公開を前提として配信対応すること（1配信当たりの配信時間は約7時間想定）。

⇒県内スポーツを「観る」環境づくり推進

※事務局との協議により必要に応じて、ライブ配信リハーサルの一部を集合研修等に変更することができる。

・ライブ配信リハーサルの1配信当たりの実施スタッフは次のとおりとする。

- ①統括スタッフ：1名（全体の撮影・配信管理及びサガンティアの統括）
- ②サポートスタッフ：1名（統括スタッフ及びサガンティアのサポート）

※サガンティアと連携してライブ配信リハーサルを実施すること。

・ライブ配信リハーサルにて使用する機材は（1）による。

※ライブ配信リハーサルにおいて、光回線の準備ができない場合は、LTE・5G回線のモバイルルーターを事務局にて準備する。この際に、十分な通信速度が確保できずライブ配信が困難と判断される場合は試合映像の録画をOBSにて行うなど、状況に応じて事務局と協議して対応すること。なお、受託者は、事務局が準備する機材で可能な限りライブ配信を実現するように努めること。

・ライブ配信リハーサル終了後、改善点や課題等を記載したライブ配信リハーサル結果報告書を作成し事務局へ提出すること。なお、本結果報告書は（3）のSAGA2024正式競技のライブ配信実施時に活用する。

イ サガンティアとオンライン上でコミュニケーションが図れる体制を構築すること。

- ・サガンティアと事務局側（受託者含む）の連携を円滑に図ることを目的とし、サガンティアとオンライン上でコミュニケーションが図れるよう Line@や Slack 等を活用したコミュニティ企画・運営を行うこと。

※コミュニティ運営の内容及び頻度は、事務局と協議して決定すること。

- ウ 本事業に参加するサガンティアにスポットを当てた情報発信を行うこと。

- ・本事業によるサガンティア参加型のスポーツライブ配信が「スポーツを支える新しいカタチ」として多くの方がスポーツに興味を持つきっかけとなるよう、本事業に参加するサガンティアにスポットを当てた一般向け情報発信をメディア等を活用して行うこと。

※情報発信の内容及び頻度は、事務局と協議して決定すること。

(3) 本事業で対象となる SAGA 2024 正式競技のライブ配信を実施すること

- ア 本事業の対象となる SAGA 2024 正式競技は次のとおりとする。

なお、詳細な日程・会場及び数量は別添 4 を参照すること。

区分	対象競技	配信数
国スポ	水泳（競泳）、水泳（AS）、水泳（水球）、体操（トランポリン）、サッカー（SAGA スタジアム）、サッカー（駅前不動産スタジアム）、体操（新体操）、バレーボール（6人制）、バスケットボール、ハンドボール、ソフトボール、弓道、スポーツクライミング	114 配信
全障スポ	水泳、バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グラウンドソフトボール、バレーボール、サッカー（駅前不動産スタジアム）、フットソフトボール	33 配信

- イ ライブ配信で使用する機材は（1）による。なお、各会場に配置する機材構成（案）は別添 1 及び別添 5 を参考とすること。

※機材は別添 5 【A】～【Y】の 25 構成に分けてセット組にする想定。各セットの受け取り日時等を事務局と調整のうえ、各会場への機材搬入・設置・管理及び撤収・搬出は受託者にて行うこと。

※屋外競技の雨天等天候対策は委託費の範囲内にて受託者にて準備・運営等を行うこと。

- ウ ライブ配信の 1 配信当たりの実施スタッフは次のとおりとし、「各配信の統括・サポートスタッフ一覧」を 7 月末までに作成し事務局へ提出すること。※「各配信の統括・サポートスタッフ一覧」は 6 月末時点で仮提出すること。

①統括スタッフ：1 名（全体の撮影・配信管理及びサガンティアの統括）

②サポートスタッフ：1 名（統括スタッフ及びサガンティアのサポート）

※サガンティア参加想定は（2）同様、1 配信当たり 4～5 名（カメラ操作、スイッチャー操作、PC テロップ操作等）を想定。

※サガンティアが参加できない場合や荒天時等の、バックアップ体制（統括スタッフ・サポートスタッフのみでの配信や定点配信への切り替え等）も事務局と事前に協議

すること。

- エ ライブ配信は、事務局が所有するノート PC にて OBS Studio (Open Broadcaster Software) (以下、「OBS」という。) を使用して行うこととし、必ず録画も行うこと。
- オ 対象となる会場で実施される試合は、全試合ライブ配信及び録画することとし、各競技の開会式及び表彰式・閉会式もライブ配信及び録画すること。
- カ 各ライブ配信は試合状況（対戦カード、1回戦や決勝戦等の進行状況、得点情報の PinP 等）が分かる内容とすることとし、配置されるカメラを有効に活用して視聴しやすい映像とすること。また、分かりやすく観戦・応援できるよう各競技に合わせたテロップ等を適宜挿入すること。
※テロップ等のイメージは別添 6 を参考とすること。
※配信イメージは S A G A 2 0 2 4 国スポ・全障スポ YouTube チャンネル及び国スポチャンネルのライブ配信動画を参考とすること (url は下記クを参照)。
- キ カメラ位置については、各競技会場に掲出される国スポパートナー看板が撮影できる位置とする必要があることから、事務局と協議すること。
※会場都合により国スポパートナー看板を表示できない場合は、スポンサーロゴをライブ映像の上下いずれかに常時表示させること。
- ク ライブ配信は次のプラットフォームにて実施するため、OBS に指定のサーバー url 及びストリームキーを設定して配信を行うこと。
 - ・国スポ：国スポチャンネル（日本スポーツ協会が運営する専用プラットフォーム）
<https://japangamestv.japan-sports.or.jp/>
<https://japangamestv.japan-sports.or.jp/kagoshima2023/>
 - ・全障スポ：YouTube チャンネル（S A G A 2 0 2 4 国スポ・全障スポ）
<https://www.youtube.com/@SAGA-jz4dc/playlists>
- ケ 機材設営及び配信テスト（指定サーバーへの流し込み及び映像・音声チェック等）は原則前日実際の会場にて必ず実施し、テスト結果を事務局へ報告すること。なお、配信テストの方法は別途事務局より指定する（下記コの事前テスト含む）。
- コ ライブ配信当日の競技開始前の事前テストは、原則競技開始 1 時間 30 分前までに実施し、サーバーへの配信状態を確認し、事務局へ報告すること。
- サ 配信開始・終了の連絡を事務局へ行うこと。なお、配信開始及び終了時に必要となる操作方法等は別途事務局より指定する。
- シ 配信中は必ず実際の配信状況のモニタリング（映像・音声チェック等）を実施すること。
- ス トラブルの発生時は、事務局を含む関係者とともに早期の回復・改善に努めることとし、トラブルの内容については速やかに報告書を作成し、事務局へ提出すること。
- セ 配信に不具合・トラブルなど生じた際は、修正した動画を、原則当日中にアップロードすること。

- ソ 競技の順延、中止等が発生した場合は速やかに事務局へ連絡すること。
- タ その他、サーバー運営関係（プラットフォーム側の仕様等）及び各関係者との留意事項等は、調整中のため決定事項に従うこと。
- チ 実況・解説を実施する配信においては、実況・解説実施企画との連携・協力を行うこと。※実況・解説企画については（４）ウを参照。
- ツ SAGAアリーナ対象競技については、佐賀県が実施する他事業「令和6年度ローカル5G利活用等推進事業」との連携・協力を行うこと。なお、連携内容等は事務局と協議して決定する。

※令和6年度ローカル5G利活用等推進事業の目的

SAGAアリーナ内において、ケーブルレスで安定した高速・大容量、超低遅延通信を実現できるローカル5Gの技術を活用し、臨場感のある映像や音声を撮影・収録し、来場者向けに僅少遅延の配信等を行い、スポーツの新しい楽しみ方を提供するとともに、ローカル5Gという先進技術の活用についての認知向上と普及を図る。

（４）【管理・助言】本事業の全体推進に係る事務局（その他関係機関含む）との協議・打ち合わせ（助言及び情報提供を含む）及び事業管理を実施すること

- ア 協議・打ち合わせの内容としては、本事業の全体推進に係る事項（助言及び情報提供を含む）のほか、SAGA2024競技会動画配信に向けた事項（通信ネットワーク等）、各関係者間との協議・打ち合わせを含むものとする。
- イ 本事業の全体推進に係る協議・打ち合わせ実施頻度は、月に2回程度行うこと。
- ウ 動画配信サポート事業の国スポ対象競技の実況・解説に係る助言を行うこと。

※国スポ決勝戦は実況・解説を実施する想定（佐賀市実施競技においては、決勝戦以外も佐賀市実行委員会にて実況・解説が実施される可能性がある）。

※現時点の本事業対象競技における実況・解説実施企画想定は別添7及び別添8を想定している。

※実況・解説実証の参考（SAGA2024YouTubeチャンネル）

・水泳競技 ※マイク：SM58Sにて実施

https://www.youtube.com/watch?v=_7iFF7vBWco

・ソーシャルフットボール（決勝）※マイク：ビデオカメラマイクにて実施

<https://www.youtube.com/live/V8YBX0bXhEc?feature=shared&t=16281>

（５）SAGA2024競技会動画配信コミュニティへ参画すること

※SAGA2024競技会動画配信を円滑かつ効率的に実施することを目的に、事務局及び各関係者、SAGA2024競技会動画配信各事業受託者間でコミュニケーションや意見交換・助言等が行える「SAGA2024競技会動画配信コミュニティ」を形成する。

- ア 「SAGA2024競技会動画配信コミュニティ」はSlackをメインに設定し、Line@のグループ及び携帯電話を活用した体制として事務局にて構築し管理する。

4 本事業により実現したい地域像

ア スポーツを「観る」新しいカタチ

本事業を通して、県民がスポーツを気軽に観戦でき、日常で多くの県民がスポーツを語る佐賀県の実現を目指す。

イ スポーツを「支える」新しいカタチ

サガンティア参加型のスポーツライブ配信の仕組みを整備することで、県内一体となってスポーツを「観る」文化を支える佐賀県の実現を目指す。

ウ スポーツを「する」新しいカタチ

上記ア、イの実現により、アスリートの「スポーツのチカラ」を多くの県民に届けることで、スポーツをする文化が活性化する佐賀県の実現を目指す。

5 委託業務期間

契約締結の日から令和6年（2024年）12月27日まで

※本業務委託の締結により、次年度以降の継続契約を約束するものではない。

6 委託金額

上限額金 33,020 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 契約方法

プロポーザルによる随意契約

8 成果報告

業務完了の際は、業務完了報告書を作成し、次のとおり成果を取りまとめて提出するものとする。

(1) 完了報告書

令和6年（2024年）12月27日までに報告すること。

(2) 成果品

SAGA2024競技会を楽しむ環境づくり事業（動画配信サポート事業）

業務完了報告書 1式

本事業で対象となるSAGA2024正式競技のライブ配信録画データ 1式

9 委託料の支払い

完了払

10 委託業務に当たっての留意点

(1) 業務実施体制

①本業務の全体推進管理を行う統括チームを編成し、責任者を複数選任すること。

※編成・選任イメージ：統括チーム（統括責任者1名、統括責任者補佐2名等）

②本業務を円滑に推進するため各業務部門を分担し責任者（必要に応じて補佐含む）を選任すること。

③①の統括チーム及び②各業務部門責任者は、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のための事務局との協議・打合せや連絡調整を主体的に行うこと。

※業務実施体制図は別途作成すること。

(2) 関係機関との連携・協力・調整

必要に応じて関係機関（会場地市町、競技団体、国スポチャンネル管理者、サガンティア等）との連携・協力・調整を行うこと。

(3) 再委託

業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面による事務局の承諾を得た場合は、この限りでない。

(4) 個人情報保護及び情報セキュリティ

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）その他の個人情報の保護等に関する法令、条例及び規程等を遵守しなければならない。

また、委託契約について、個人情報保護及び情報セキュリティに関し細心の注意が必要とされるため、受託者へ以下の事項を義務付ける。

①業務上知り得た個人情報の秘密保持を確保し、第三者への情報提供を禁止する。

②受託業務目的以外の利用を禁止する。

③受託業務目的以外の個人情報データの複写または複製を禁止する。

④業務従事者による個人情報保護の誓約。

⑤事故発生時の報告義務と報告手順の明確化。

⑥本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(5) 権利の帰属等

①本委託業務を実施するに当たり、第三者（事務局及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は著作権処理等を行うこと。

②受託者が本委託業務において作成される成果品に関する一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は事務局に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、事務局と協議するものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任

において処理すること。

- ③受託者は、事務局に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- ④受託者の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、事務局より請求があったときは速やかに事務局の請求に従い、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。
- ⑤成果物（アーカイブ動画等）について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、事務局と協議の上、当該既存著作物等の使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

（6）その他

- ①本仕様書に定めのない事項や仕様変更等については、その都度事務局と協議して誠実に履行すること。なお、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、受託者と事務局が協議し決定するものとする。
- ②事務局が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しないこと。
- ③事務局から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- ④本委託業務仕様書は、本事業の基本的な業務内容等を示すものであるが、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、本委託業務仕様書に記載のない事項であっても、本委託業務を遂行するために必要な事項は実施するとともに、作業従事者に周知徹底し、業務遂行に当たらなければならない。
- ⑤本業務の遂行にあたり、受託者の責に帰すべき事由により事務局又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- ⑥受託者は、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）等の関係法規を遵守すること。
- ⑦本事業に必要となる旅費（交通費・駐車場代・宿泊費等含む）等の諸費用は委託料の中に含まれるものとする。